

令和元年度 中小企業知恵の経営 ステップアップ事業補助金のご案内

京都府と福知山商工会議所では、中小企業の方々や商店街団体を支援する「中小企業知恵の経営ステップアップ事業」を実施します。
 中小企業応援隊の支援策として、本事業主旨に沿ってみなさんが令和元年度に実施される取組（事業）に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

【申請受付期間】

令和元年7月22日（月） ～ 令和元年8月23日（金）まで

【申請要件】

1 福知山市内に事業所(団体)を有する下記の中小企業等及び商店街団体が対象

※ 一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせください。

〔1〕 中小企業等

〔中小企業の何れか範囲〕

業 種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

〔小規模企業の範囲〕

業 種	常時使用する従業員の数
製造業・その他の業種	20人以下
卸売業	5人以下
小売業	5人以下
サービス業	5人以下

〔2〕 商店街団体

〔商店街団体の範囲〕

商店街振興組合、商店街及び小売市場における事業協同組合、商店街振興組合に準ずる活動を行っている任意団体、共同出資会社、特定会社、複数の団体を中心となって商店街等の活性化を目指すために事業活動を行っている事業実行委員会

2 期間の範囲

項 目	開 始	終 了
申請書類提出	令和元年 7月22日（月）	令和元年 8月23日（金）
事業実施	令和元年 7月22日（月）	令和元年12月31日（月）
実績報告書類提出	事業終了から30日以内	

3 補助金額

項目	対象	補助率	補助上限
(1)経営改善型	小規模企業	3分の2	200,000円
	中小企業（小規模企業除く）	2分の1	300,000円
	商店街団体	3分の2	200,000円
(2)起業支援型	創業者・創業予定者（※）	3分の2	200,000円

※平成31年4月1日～令和元年12月31日までの創業者

【対象外】

- 昨年度に当補助金を受けた事業所。
- 当取組（事業）の交付決定前に終了した取組（事業）。
- 同一取組（事業）について、国や府等の公的な補助金・助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合。

【補助対象経費の具体例】

中小企業応援隊の伴走支援により、経営安定と成長に向けて中小企業等が実施する業務改善やイノベーションに繋がる工夫を凝らした取組、商店街団体が実施する売上向上を目指す取組

- ◆ 経営改善計画遂行に向けた取組、商品の販売促進の取組に係る経費など。
 - ・ 展示会出店費用、ブース造作料
 - ・ のぼり旗等の作成経費
 - ・ 新聞折込み、チラシ作成、ホームページ作成に係る経費
 - ・ 新聞、広報誌等掲載に係る経費
 - ・ プレミアム商品券の印刷経費
 - ・ 集客増加を目指す事務所等の修繕経費・備品等の購入経費
- ◆ 省エネルギー対策等のコストダウン対策に関する経費。
 - ・ 作業効率を大幅に向上させる機器導入や省エネ効果のある機器等への更新など
- ◆ 固定客を生み出すような商店街の実施するイベント経費など。
 - ・ 売り出し等チラシ、イベントなどの粗品に係る経費
- ◆ その他、事業趣旨に合致した取組で、中小企業応援隊が必要と判断したもの。

※ 補助対象は、申請取組（事業）の実施に必要な経費で、交付決定日以降に請求・支払い行為が発生したものが対象。交付決定の日以前に着手（発注や契約行為を含む。）した取組（事業）については「事前着手届」の提出が必要。
「事前着手届」提出の取組（事業）であっても、交付決定日以降の支払いが対象。

※ 人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のために税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用は対象外。

※ 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。

4 提出書類 【申請書等は、福知山商工会議所ホームページからダウンロードできます】

(1)

提出書類	中小企業者等	商店街団体
補助金交付申請書（第1号様式）	○	○
事前着手届（第2号様式）	○（※1、※2）	○（※1、※2）
経営分析表（第7号様式）	○	○
経費明細の分かる見積書等	○（コピー）	○（コピー）
直近2期分の決算書（※3）	○（コピー）	—
定款又は規約	—	○（コピー）

- ※1 令和元年7月22日(月)以降で交付決定の日以前に事業に着手（発注や契約行為を含む。）される場合は提出してください。
- ※2 令和元年7月21日（日）以前に着手（発注や契約行為を含む。）の取組（事業）については、補助金の交付を受けることができません。
- ※3 個人事業主は収支内訳書[1面]または所得税青色申告決算書[1・4（貸借対照表）面]、法人は貸借対照表および損益計算書。ただし、創業間もなく決算書のないものおよび創業支援型に応募する場合は添付不要。

(2) 交付申請書等は、支援を受けている中小企業応援隊員を通してご提出下さい。

5 取組(事業)についての評価基準

- (1) 経営改善（商店街：集客）に繋がる工夫を凝らした取組（事業）であること。
- (2) 経営改善（商店街：集客）の見通し（売上向上、販路開拓、効率化等）があること。
- (3) 具体性・計画性があり、実現可能なものであること。

6 交付決定の可否

- (1) 募集期間終了後に選考（8月下旬）を行い、文書で通知します。
- (2) 補助金は予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- (3) 補助金の支払いは、取組（事業）終了後の精算払とします。

7 実績報告書の提出

- (1) 補助事業終了後30日以内に実績報告書（様式第5号）を福知山商工会議所に提出してください。また、領収書や明細がわかる資料（成果物見本や写真等を含む。）の添付が必要です。その際、取組（事業）実績について中小企業応援隊員が確認させていただきます。
- (2) 福知山商工会議所において実績報告書を受理後、取組（事業）及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。

【お問い合わせ・申請先】

〒620-0037 福知山市字中ノ27番地
福知山商工会議所 中小企業相談所（中小企業応援隊）
TEL 0773-22-2108 FAX 0773-23-6530

※申請書類はホームページからダウンロードできます。

URL:<http://www.fukuchiyama.or.jp/>